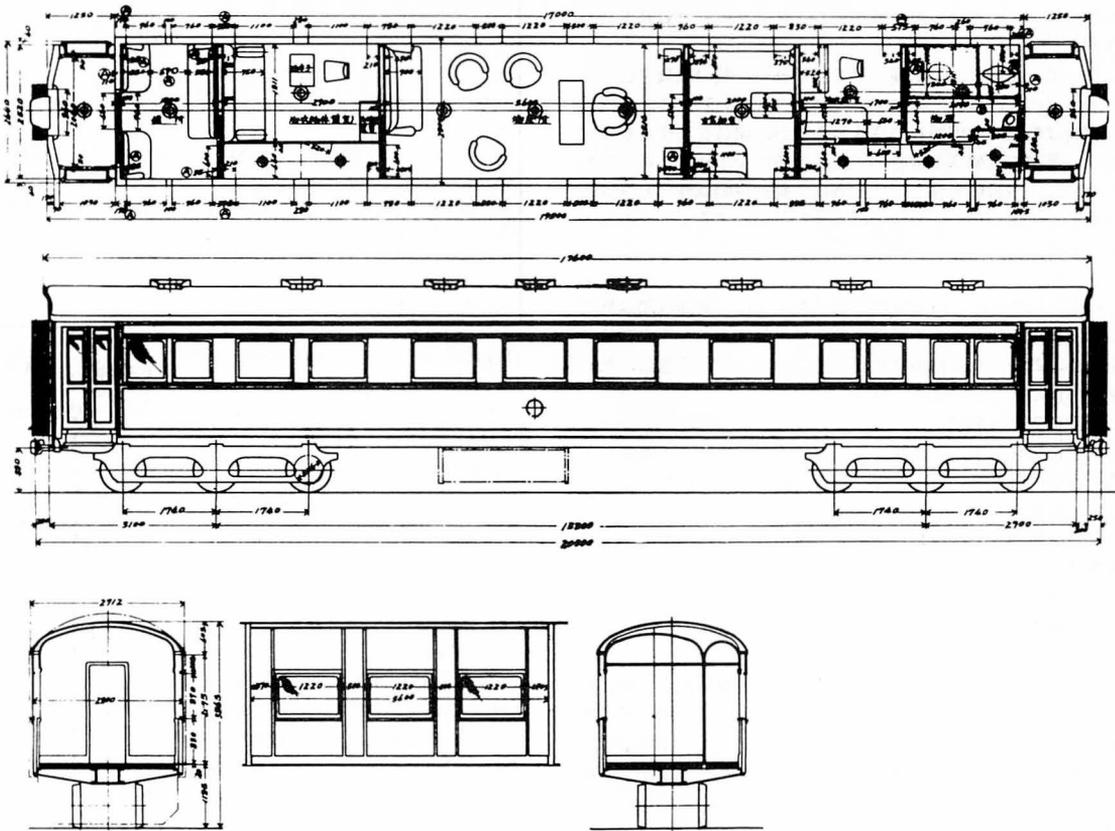
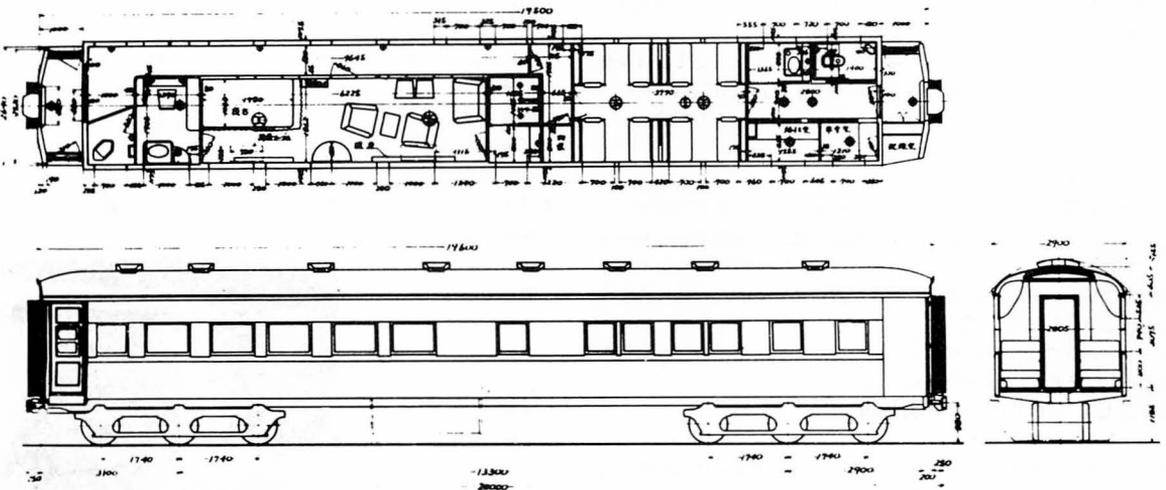


6. 皇室用客車形式図(2)



7. 皇室用客車形式図(3)



うちから居住させ、国鉄輸送業務を遂行させるために設けられた宿舎で、指定または義務宿舎ともいわれている。したがってこの宿舎に居住を命ぜられた者は、勤務時間以外でも宿舎を離れる場合は、その外出先または外泊先を、常に明らかにしておくなければならないことになっている。

なおこの宿舎に居住させる職員については、その職名・人員等それぞれの職場の実情に応じたものを、国鉄総裁がべつに定

めており、このうちには駅長・車掌区長・機関区長・保線区長・建築区長等の現場長や助役・操車掛・信号掛・車掌・機関士・機関助手・技工長・線路工手等の事故対策要員が含まれている。

イ 第2種宿舎は鉄道建設工事、隧道(ずいどう)工事、線路増設工事または橋梁(きょうりょう)改良工事等で、その工事の難易・規模等により職員が工事現場を離れることのできない場合に、その工事現場に在勤する職員のうち、必要な職員を総裁